

2020年12月定例県議会 討論

2020年12月17日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、議案に対する討論を行います。

一、まず、知事提出議案については、反対の立場から意見を述べます。

議案第9号 福島県森林環境税条例の一部を改正する条例についてです。

県は、2006年度（H18）から県民1人あたり年間1,000円の森林環境税を課税していますが、今年度末に課税期間の満了を迎えるため、今後2025年度末まで5年間課税を延長しようとするものです。しかし、そもそも、森林整備は県の予算で対応すべきです。一方、国は現在、復興特別税を徴収していますが、それが終了する2024年度から森林環境税を徴収するとしているので、2年間ダブります。県民生活は、原発事故、昨年の台風災害、今年の新型コロナの影響が加わり大きく疲弊しています。県民負担はやめるべきです。

議案第21号 ふくしま医療機器開発支援センターに関わる公の施設の指定管理者の指定についてです。

今議会でわが党県議団の宮川県議が指摘したように、国の基金約134億円を投入し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の拠点として、県の復興の柱に位置付け2016年11月郡山市にオープンしました。

ところが、まもなく収益が見込めなくなり、県は収益部門と公共・管理部門に分け、県の一般会計からこの3年間で計約7億円を繰り入れてきました。今回、指定管理期間が終了するに伴い、あらたに今後2021～25年度までの5年間も同じ管理者の（一財）ふくしま医療機器産業推進機構を指定するための議案です。あわせて、指定管理業務に伴う経費についても同額の23億6,800万円余を支払う債務負担行為補正が提案されています。そもそも、県は、2021年度以降のなるべく早い時期に収支均衡を目指すとしていたはずですが、県の見通しの甘さは重大です。しかも、管理委託料の中には県の一般会計からの繰り入れも含まれています。

福島県は、原発事故からの「復興」の名の下に、他の研究施設やイノベ関連施設を次々と建設してきました。しかし、これらの施設は維持管理費だけでも将来にわたり県民の大きな負担となりかねません。さらに、これも宮川県議が質したように、県の復興祈念公園が、当初整備計画の44億円から85億円へと約2倍も増額しますが、その維持管理費はどのくらいの負担になるのかも示しませんでした。これらの現状もあり、医療機器開発支援センターのこの5年間の運営状況からみて、同じ推進機構に管理運営を指定

することは認められません。

議案第 25 号は、県立会津自然の家に関わる公の施設の指定管理者の指定についてです。県は、他の県立自然の家を次々と指定管理者に委託してきましたが、そもそも社会教育施設は県の直営で運営すべきものです。

議案第 27 号と議案第 28 号は、農林部と土木部に係る県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加を求めようとするものです。県の建設事業は、県の予算で賄うべきです。

次は、追加議案第 59 号 2020 年度福島県一般会計補正予算（第 7 号）及び第 60 号～63 号は、特別職と県職員の 12 月分の期末手当 0.05 月分を引き下げ、総額約 6 億 6 千万円を減額する補正予算の追加です。特別職の引き下げは当然ですが、県職員については、原発事故による復旧・復興対応、昨年の台風被害や今年の新型コロナウイルス感染症対応など、超過勤務や長時間労働が常態化しています。特に、新型コロナウイルス感染を受けて、改めて明らかになったのは、1990 年代の国の「行革」方針を受けて、県の保健所は 18 ヶ所から 9 ヶ所へと半減し、職員数も 3 割減となっています。しかし、この厳しい人員体制の中でも職員は大奮闘しています。本県は、原発事故以前から医師・看護師、介護職員の充足率は全国最下位クラスですが、あらためて、ケアに手厚い県政とするため、処遇改善を行い正規職員で増員できるよう、保健・医療・福祉分野の予算を大幅に配分すべきです。

また、再任用職員や非正規職員は、今年度から会計年度任用職員になりましたが、同様に期末手当も減額支給となります。以上のことから県職員の期末手当引き下げには反対です。

二、次に、議員提出議案について意見を述べます。今回は、すべて新規の意見書・請願です。

新規意見書第 69 号、消費税率 5%への緊急減税及び売上げ減少事業者に対する消費税の減免措置を求める意見書についてです。

すでに、わが党の大橋県議の代表質問でも指摘したように、新型コロナウイルス感染症による影響は、2009 年のリーマン・ショックを越え、2011 年の東日本大震災の 5～6 倍相当とされるなど日本経済に大打撃を与えています。県内各地からは、「売上減で、このままでは年が越せない」、「年末まで頑張っても年が明けたら閉店するしかない」など悲鳴が上がっています。世界では、コロナ禍で日本の消費税にあたる付加価値税の税率引き下げや納税免除などの減税措置を実施している国が 37 カ国にまで広がっているのは、景気回復に消費税減税が最も効果があるからです。

①消費税率 5%への引き下げを緊急に実施すること、②売上減の事業者に対し、消費税の納税猶予にとどまらず、減免措置を講ずるよう求める意見書 69 号は可決し、関連する請願 54 号は採択すべきです。

次に、新規意見書第 70 号 多核種除去設備等処理水の取扱い方法について、国民・県民理解の醸成と風評対策の抜本的強化を求める意見書についてです。

意見書では、「科学的根拠に基づいた ALPS 処理水の取扱い方法の妥当性・安全性を国内外に発信すること」とありますが、これは「海洋放出を前提としたものです。また、トリチウムの影響については、専門家でも意見が分かれており、東京電力の試算では、約 860 兆ベクレルのトリチウムが含まれているとされ、これは、事故前の年間放出量 2.2 兆ベクレルの約 390 倍にあたる量です。この大量のトリチウムを何 10 年もかけて希釈して海洋に放出した場合の科学的な知見はありません。さらに、トリチウムだけを問題にしていますが、タンクの中には、トリチウム以外の排出基準を上回る 62 の放射性核種と炭素等がタンクの 7 割に入っているのです。

汚染水を希釈して海洋放出する方針については、漁業者、農林業者、県内 7 割の市町村議会、国が実施したパブリック・コメントでは 2,700 件が海洋放出に反対を表明しています。国連の人権委員も、国外の周辺国からも同様の意見が上がっています。

今、国が責任を持って取り組むべきは、海洋放出を早期に決断することでなく、当面、汚染水はタンクでの地上保管を継続し、世界の英知の結集を図ることです。

新規意見書第 72 号 国際教育研究拠点の充実等を求める意見書についてです。

福島イノベーション・コースト構想の中核をなす司令塔と位置づけ、更なる研究拠点を整備しようとしています。これ以上新たな研究施設整備は中止すべきです。既存の各大学と連携し、既に整備されたイノベ関連施設や研究施設を生かし、国の責任で運営することこそ求めるべきです。

以上の理由から、新規意見書 70 号、72 号は否決すべきです。

新規意見書第 75 号 より良い幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出についてです。

昨年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されたものの課題があります。無償化の実施にあたり、地方自治体の新たな財政負担が生じない措置を講ずること。給食の副食費が保護者の新たな負担となっていることから食材費を無償化することなどです。すでに、県内 42 の市町村は、副食費への補助を実施しています。保育の質的・量的拡充を行い、待機児童の解消や保育士の増員・処遇改善も必要です。全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障するよう求める意見書 75 号は可決すべき、関連する請願 66 号は採択すべきです。

新規意見書第 78 号 義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を 2 分の 1 に復元するとともに制度の充実を求める意見書についてです。

教職員を配置する財政的な支えとして積極的な役割を果たしている義務教育費国庫負担制度について、国が 2 分の 1 から 3 分の 1 に削減したのは 2006 年（H18）です。本県においても今回のコロナ対策でも求められている少人数学級を維持するうえで、2 分の 1 に復元することは、必要な教員を配置し、子どもたちに最善の教育環境を確保する上でも有効です。78 号の意見書を可決し、関連する請願 68 号は採択すべきです。

次は、新規請願第 70 号 福島県立保原高校定時制の存続を求めることについてです。

県教委は、県立保原高校の定時制を福島中央高校に統合する計画ですが、伊達郡全体から通学している保原高校定時制は、何らかの理由で不登校だった生徒が唯一最後のよりどころとして学べる場所となっており、しかも、福島市の中央高校まで通うことになれば、通学時間はもとより、精神的に高校での勉学を諦めざるを得なくなることから、存続を求める署名は短期間で 5 千筆を超えています。統廃合ありきで計画を強引にすすめるべきではありません。よって、請願 70 号は採択すべきです。

新規請願第 71 号 教育予算の増額を求めることについてです。

子どもたちに最善の教育を進めるための教育予算の拡充が必要です。学校の施設維持管理費を増やし、エアコンの設置は普通教室にとどめず特別教室や体育館を含め設置を図ること。また、本来学校で負担すべき教材費まで保護者負担としていること。学校給食費の保護者負担軽減は、すでに県内 39 市町村が実施しています。教育環境を整備することは未来への投資です。

以上、知事提出議案第 9 号、21 号、25 号、27 号、28 号及び第 59 号～63 号には反対。議員提出議案第 70 号、72 号は否決、第 69 号、75 号、78 号は可決すべき、及び請願第 54 号、66 号、68 号、70 号、71 号は採択すべきと申し上げ、討論を終わります。

以上